

社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会  
かがやくまちづくり応援助成事業要綱（共同募金配分事業）

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人佐用町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、赤い羽根共同募金の配分金を活用し、地域福祉を高める活動を活発化させることや、ボランティア精神や福祉のこころを育てる目的で、かがやくまちづくり応援助成事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この事業の助成対象は、佐用町内に活動拠点のある団体及びグループを対象とする。

(対象活動)

第3条 次のいずれかに該当する活動に対して助成する。ただし、本年度中に本会から他の助成を受けている事業は対象外とする。

(1) 共に生きる交流活動

（世代間交流、障害者（児）との交流、ひとり暮らし高齢者交流、地域住民の交流）

(2) 地域を支える人づくり活動

（講演会、研修会、学習会、団体の立上げに係る費用）

(3) ボランティア精神や福祉の心を育てる活動

（社会福祉や高齢者、障害者（児）についての体験学習、調査・研究活動、社会参加活動、各種ボランティア活動、福祉啓発活動）

(4) その他、地域を元気にする先駆的な活動で、本会会長が認めた活動

(申請)

第4条 申請を希望する団体及びグループは「かがやくまちづくり応援助成事業計画書」（様式第1号）並びに「助成金交付申請書」（様式第2号）を本会が指定する期日までに提出しなければならない。

(助成決定)

第5条 申請のあった団体及びグループに対し、本会会長が審査の上、決定し「かがやくまちづくり応援助成事業決定通知書」（様式第3号）により通知する。

(活動費の助成)

第6条 活動助成金として、1団体（グループ）あたり50,000円を限度として助成する。

ただし、当該年度の予算の範囲内とする。

(助成対象経費)

第7条 助成対象となる経費は、別表1に掲げるとおりとする。

(助成金の交付)

第8条 助成金は「助成金交付申請書」（様式第2号）により申請のあった指定口座に振り込むものとする。

(会計年度)

第9条 この事業の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

(実績報告)

第10条 事業終了後速やかに助成金を精算し、「かがやくまちづくり応援助成事業実績報告

書」（様式第4号）に必要書類を添付のうえ事業報告を行うものとする。

2 必要書類とは、活動時の写真、経費の支出が明らかになるものを添付しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

別表1（第7条関係）

助成の対象となる経費及び助成額等

区分	名称	内 容
助成対象経費	交通費・燃料費	電車及びバス等公共交通機関乗車賃、活動に要する自動車等のガソリン代
	通信費・運搬費	電話及びファックス等の通信費、切手・はがき代、材料及び器材等の運送料
	講師謝金	研修会・講習会等（団体構成員のみを対象とするものは除く）に係る講師等への謝金（団体構成員が講師の場合は対象外）
	消耗品費	事務用品（ノート、鉛筆、封筒等）等
	印刷費	資料及びチラシ等の印刷費
	会場借上費	活動の会場となる施設の借上げ費
	レンタル費	器材及び備品等のレンタル代、活動当日に要するレンタカ一代
	原材料費	給食ボランティア等の食材費、友愛訪問等を行う場合の出し物に要する材料費
	食材料費	1人の単価が1,000円（税込）以下のもの（活動の対象者に対して）
	茶菓代	活動中、活動終了後における構成員の飲み物（アルコールは除く）や菓子代で、合計1万円（税込）以下のもの
	施設入場料	1人の単価が1,000円（税込）以下のもの（活動の対象者に対して）
	研修会等参加費	活動するための学習および研修経費、他の団体が実施する研修会・講習会等の参加費で、合計1万円（税込）まで対象
	物品購入費	1年以上継続して使用することができ、1万円（税込）以下のもの
	保険料	構成員のボランティア活動に係る保険料で、合計5千円まで対象
助成対象外経費	人件費	給料、各種手当、社会保険料、謝金その他名称の如何を問わず、団体の構成員に係るもの
	事務所費用	事務所の借上げ及び維持に係る費用、電気・ガス・水道料金
	構成員の飲食費	団体構成員のための飲食料費（1万円までの茶菓代を除く）
	寄付金等	他者・他団体に対する寄付金、資金援助、会費、負担金等